

平成 29 年 第 11 回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成 29 年第 11 回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成 29 年 12 月 1 日 午後 1 時 55 分～午後 2 時 59 分			
3 会 議 の 場 所	役場 4 階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	鈴 木 義 満
	7 番	打 田 佳 史		
	9 番	平 間 初 美		
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (2名)	8 番	福 家 敏 春	10 番	浦 島 規 生
6 議事日程				
日程第 1	総会会期の決定について			
日程第 2	議事録署名委員の指名について			
日程第 3	諸般の報告について			
日程第 4 報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について			
日程第 5 報告第 2 号	土地の現況証明願書の交付について			
日程第 6 議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転について)			
日程第 7 議案第 2 号	農地利用集積計画 (案) について (平成 29 年 12 月 6 日公告予定分)			
日程第 8 議案第 3 号	農用地の買入協議に係る要請について			
日程第 9 協議案第 1 号	平成 30 年美瑛町農業委員会総会開催日程について			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈			

開 会 宣 告

○事務局長 それではただいまから、平成29年第11回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議には、福家委員、浦島委員兩名から欠席の届け出が提出されております。よって本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会は成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立ください。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心も体もすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助け合い、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○川崎会長 皆さんこんにちは。もう今日から12月ということで、今年も残すところあと一月という時期になりました。それぞれ、皆さん、地域あるいはそれぞれの組織でお忙しい中、総会にご出席を賜りまして、たいへんありがとうございます。

また、今日は総会の後、農友会の総会、忘年会も控えているということで少し長丁場になりますけれども、ご協力をお願いするところでもあります。

ご存じのように、TPP11、アメリカを外した交渉が大筋合意、というような報道もなされていますし、あるいは、EUとのEPAは、これは大枠合意というようなことで進んでいる最中でございます。

農業新聞等読みますと、相当打撃があるのかなというような報告も出されておりますけれども、何とかそれぞれ工夫しながら、それぞれの地域あるいは自分の経営を守っていく、先頭になっていただきたいと強く思うところでもあります。

先日の総会で決定をいただきました、富良野アグリパートナー協議会から、今年度をもって退会するということに関しましては、22日の理事会で、そういう旨をアグリパートナー協議会のほうに連絡をしていただき、次年度に向けては、美瑛を外した形で進むことに決めていただきました。

歴史ある協議会ですから、寂しさもありますけれども、今は農協中心に、大きく展開をしているということで、これでいいのかなということと、行く前に、町長に長い歴史があるけれども今回をもってというようなことを報告したときに、町長のほうからの要望で、是非その農業者だけでなく、町全体の花嫁対策も、どういう形か別としても取り組んでもらえないかというような宿題もいただきました。私のほうも、1年間考えなが

町HP公開用

ら、そういう企画運営をしていきたいということで、相談員の大森さんのほうに相談して、局長や相談員を中心に計画を立てていただきますので、また皆様のご協力をよろしくお願いをするところでもあります。

最後になりますけれども、農協の浦島委員は来ていませんけれども、今年度は秋麦の共済金を入れますと、153億から4億というような計画が出るようです。今日集落懇談会で、多分報告があると思いますが、麦もやはり基準単収が高いということで、2億以上の共済金が入るという予定をしていました。3年続けての豊作ということで、それぞれ、経営に差はありますけれども、どうかまた、来年春に向けましていろいろ計画しながら、美瑛町の農産物をおいしく、安心安全だということで、また努力していただければ、そんなふうと思うところがございます。

ちょっと取りとめない長い話になりますけれども、今日の総会またよろしくご審議をお願いして、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長をお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物の配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、6番、鈴木委員、12番、斉藤委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、11月1日、平成29年第10回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長他13委員が出席しております。
2番、11月1日、農業懇談会を開催し、会長他13委員が出席しております。
3番、11月2日、地区別農業委員等研修会が開催され、会長他11人出席しております。

町HP公開用

4番、11月10日、平成29年第1回振興部会を開催し、会長他7委員が出席しております。

5番、11月13日、新規就農者実践研修所プロジェクトチーム第2回全体会議が開催され、会長が出席しております。

6番、11月22日、富良野地方アグリパートナー協議会理事会在が開催され、会長が出席しております。

7番、11月27日、美瑛町議会第7回臨時議会が開催され、会長が出席しております。以上です。

○議 長 これでは諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

農地法第18条6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主 ○○○○さん、借主 □□□□さん他1件について、同法第18条のただし書きの規定に該当するので報告するものです。

番号1番、土地の表示字名、○○○○、地番△△△△-△他2筆、△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 □□□□さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、11月13日付で合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第2号にて売買の申請が上がってきております。

番号2番、土地の表示字名、○○○○、地番△△△△-△他9筆、△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 □□□□さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、11月20日付けで合意解約です。こちらの土地につきましても、後ほど議案第2号にて売買の申請が上がってきております。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの報告第1号について発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で、報告第1号を終わります。

○議 長 日程第5、報告第2号、土地の現況証明願書の交付について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第2号、土地の現況証明願書の交付について、報告。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願のあった○○○○さんについての証明書交付について、美瑛町農業委員会規則第6条第1項の規定により、会長において専決

処分したので報告するものです。

番号1番、土地の表示字名、〇〇〇〇、地番△△-△△△、地目、登記簿畑。現況、非農地、面積△△△㎡です。土地所有者及び申請人は、美瑛町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん。今回は地目変更のための申請がありましたが、申請地は農振農用地区域外、都市計画区域内です。こちらにつきましては、昭和50年に5条転用の許可をしておりましたが、地目変更登記を行っていなかったため、会長及び地区担当委員との審議の結果、専決処分となりましたので報告させていただきます。

以上です。

○議 長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議 長 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

議案第1号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転のあった、譲渡人 〇〇〇〇さん、譲受人 □□□□さん他6件の許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、〇〇〇〇、地番△△△-△、面積△△△㎡につきましては、譲渡人 〇〇〇〇さんから譲受人 □□□□さんへの売買による所有権移転申請です。申請箇所は、JR美瑛駅から西に約△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は譲受人所有地の間に当該農地が入り組んでいるため、当該農地の整理と処分のため、譲受人に売買したい。譲受人は上記理由につき承認願いますとの事です。

価格は△万△、△△△円で、10a当たり△△万円です。詳細につきましては、議案3頁を確認ください。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われれます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

以上で説明終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明をお願いいたします。

○●●委員 ただいまの事務局からの説明のとおりでございまして、〇〇

町HP公開用

さんは親子で農家をやっているということで、なんら問題ないというふうに思っております。審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。
- 議 長 議案第1号、番号1番についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続きまして、番号2番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示字名、○○○○△△△△-△及び△△△△-△、面積△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 □□□□さんへの売買による所有権移転申請です。申請箇所は、JR美瑛駅から南西に約△△kmの箇所、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地の処分のため、譲受人に売り渡したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。
価格は△万円で10a当たり△万△、△△△円です。詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われまます。
機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしております。
以上で説明終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明お願いいたします。
- 委員 そうですね、この面積の中には、2001年頃でしたか。屋根付きの堆肥場が建っています。それで、ほとんどはこの後、集積のほうに出てきますけれど、建物が建っているということで、3条の売買となっておりますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

町HP公開用

- 議 長 これより議案第1号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議 長 それでは採決いたします。
議案第1号、番号2番についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続きまして、番号3番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号3番、土地の表示字名、〇〇〇〇、地番△△△△ー△△△及び△△△△ー△△△、面積△△△㎡につきましては、譲渡人 〇〇〇〇さんから譲受人 □□□□への贈与による所有権移転申請です。
申請箇所は、JR美瑛駅から東に約△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。
詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われまます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしております。以上で説明終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明をお願いいたします。
- 委員 ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。今回の農地の売買に伴いまして、この農地が条件不利地ということで、譲与という形となりました。審議のほどよろしく願います。
- 議 長 ありがとうございました。
これより、議案第1号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんか。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第1号、番号3番についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続きまして、番号4番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号4番、土地の表示字名、〇〇〇〇、地番△△△△一△、面積△、△△△㎡につきましては、譲渡人 〇〇〇〇さんから譲受人 □□□□さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所は、JR美瑛駅から東に約△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますとの事です。詳細につきましては、議案6頁を確認ください。
- 本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明をお願いいたします。
- 委員 ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。今回の農地の売買に伴いまして、今回のこの農地、条件不利地ということで、贈与という形となりました。審議のほどよろしくお願いたします。
- 議 長 議案第1号、番号4番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- それでは採決いたします。議案第1号、番号4番についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続きまして、番号5番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号5番、土地の表示字名、〇〇〇〇、地番△△△△一△及び△△△△一△、面積△△△㎡につきましては、譲渡人 〇〇〇〇さんから譲受人 □□□□さんへの贈与により所有権移転申請です。

町HP公開用

申請箇所は、JR美瑛駅から南西に約△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのこと。詳細につきましては、起案7頁をご確認ください。本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われ。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める、別段面積を超えていることから要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明をお願いいたします。

○●●委員 今、事務局の方からお話がありましたけれども、条件不利地ということで、譲与したいということなので、よろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号5番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第1号、番号5番についての件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 議案第1号、番号6番と番号7番については、一括して審議いたします。

議案第1号、番号6番と番号7番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号6番、土地の表示字名、○○○○、地番△-△△他2筆、面積△万△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 □□□□さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から東に約△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのこと。詳細につきましては、議案8頁をご確認ください。

続きまして番号7番、土地の表示字名、○○○○、地番△-△△他2筆、面積△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから、□□□□さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から東に約△△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該の農地処分のため譲受人に贈与した

い。譲受人は上記理由により承認願いますとの事です。詳細につきましては、議案9頁をご確認ください。

これらの2件の件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明をお願いいたします。

○●●委員 ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。
10月の総会の時にも同じような議案がありましたが、私たちの地域は今、区画整理をしているところです。この田んぼも大きくなり、その際に登記を仕直しましたが、枝番が出てしまい、それを忘れてというか見逃してしまって、このような形となりました。
今回面積は大きいですが、以後このようなことのないようにしていきたいと思っておりますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第1号番号6番と、番号7番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第1号、番号6番と番号7番についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画案について、平成29年12月6日公告予定分の件を議題とします。
議案第2号、番号1番については、△番●●委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、●●委員の退席をお願いいたします。
【●●委員退席】

番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農用地利用集積計画案について、平成29年第

町HP公開用

10回平成29年12月6日公告予定分です。●●●●さん他24件から利用権の設定等、所有権の移転19件、賃貸借6件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番、○○○○ ●●●●さんから、□□□□ □□□□の売買。畑2筆、△万△、△△△㎡、売買価格は△△△万△、△△△円で10a当たり△万△、△△△円です。こちらは□□□□が規模拡大のため、農地取得を希望したものです。以上で説明を終わります。

○議 長 番号1番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。谷本委員の入場を認めます。

【●●委員入場】

●●委員にお知らせいたします。本件は原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

番号2番から25番については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号2番から7番は、番号1番と同じく□□□□の規模拡大のため、一体的に農地を取得するものです。

番号2番、○○○○ ○○○○さんから□□□□への売買。畑5筆、△万△、△△△㎡、売買価格は△△△万△、△△△円で、10a当たり△万△、△△△円です。

番号3番、○○○○ ○○○○から□□□□への売買。畑4筆、△△万△、△△△㎡。売買価格は△△△万△、△△△円で、10a当たり△万△、△△△円です。

番号4番、○○○○ ○○○○さんから、□□□□への売買。畑2筆、△万△、△△△㎡。売買価格は△△△万△、△△△円で、10a当たり△万円です。

番号5番、○○○○ ○○○○さんから□□□□への売買。畑6筆、△万△、△△△㎡、売買価格は△△△万△、△△△円で10a当たり△万円です。

番号6番、○○○○ ○○○○さんから□□□□への売買。畑7筆、△万△、△△△㎡。売買価格は△△△万△、△△△円で、10a当たり△万△、△△△円です。

番号7番、○○○○ ○○○○さんから、□□□□への売買。

になったものです。

番号16番、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんから、□□□□ □□□□さんへの売買。畑1筆、△万△, △△△㎡。売買価格は、△△△万△, △△△円で、10a当たり△万円です。こちらは〇〇さんの離農に伴う農地処分です。

番号17番、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんから、□□□□ □□□□さんへの売買。田9筆、畑1筆、計△万△, △△△㎡。売買価格は△△△万円で、10a当たり田、畑ともに△万△, △△△円です。こちらは〇〇さんの規模縮小に伴う農地処分です。

番号18番、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんから、□□□□ □□□□さんへの売買。畑20筆、△万△, △△△㎡。売買価格は△△△万△, △△△円で、10a当たり△万△, △△△円です。こちらは〇〇さんの離農に伴う農地処分です。

番号19番、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんから、□□□□ □□□□さんへの売買。田6筆、△万△, △△△㎡。売買価格は△△△万△, △△△円で、10a当たり△△万△, △△△円です。こちら〇〇さんの離農に伴う農地処分です。

番号20番、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんから、□□□□ □□□□さんへの賃貸借。田6筆、△万△, △△△㎡、賃料は△△万△, △△△円で、10a当たり△, △△△円です。賃貸借期間は10年です。こちらは、番号19番で売買により取得した農地を取得と同時に法人へ貸し付けるものです。〇〇〇〇さんは法人構成員であり、自ら農業を営むものではないため、通常農地を取得することができませんが、取得と同時に構成員となっている法人へ、賃貸借を行う場合に限り取得することが認められています。

次に番号21番、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんから、□□□□ □□□□さんへの賃貸借。田8筆、畑8筆、計△万△, △△△㎡。賃料は△△万△, △△△円で、10a当たり田△, △△△円、畑△, △△△円です。賃貸借期間は7年です。こちらは賃貸借期間の更新です。

番号22番、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんから、□□□□ □□□□さんへの賃貸借。畑10筆、△万△, △△△㎡。賃料は△△万△, △△△円で、10a当たり△, △△△円です。賃貸借期間は5年です。こちら〇〇さんの賃貸借期間の更新です。

番号23番から25番については、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、近隣耕作者へ賃貸借をするものです。賃貸借期間はいずれも5年です。

番号23番、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんから□□□□ □□□□さんへの賃貸借。畑7筆、△万△, △△△㎡、賃料は△△万円で、10a当たり△, △△△円です。

番号24番、〇〇〇〇さんから□□□□ □□□□さんへの賃貸借。畑14筆、△△万△, △△△㎡。賃料は△△万円で、10a当たり△, △△△円です。

番号25番、〇〇〇〇さんから□□□□ □□□□さんへの賃貸借。畑1筆、△万△, △△△㎡。賃料は△△万円で、10a当たり△, △△△円です。

町HP公開用

以上、利用権の設定をする者25件、20名、1法人。利用権の設定を受ける者、25件、8名、6法人。田35筆、3万7,653㎡。畑111筆、115万660㎡、計145万8,313㎡です。以上で説明を終わります。

○議長 長 これより、議案第2号、番号2番から25番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。数が多いですけども、何かありませんか。

○議長 長 はい、斉藤委員。

○斉藤委員 はい。今回、□□□□さんが随分たくさん土地を一気に求められたということですけども、この土地について、これは1カ所にまとまって求めるに値する土地なのか、その辺をちょっとお聞きしたい。よろしくお願ひします。

○●●委員 今回7件は、うちの地域の耕作者が○○の新しくできた□□□の□□□□さんに売買しましたが、去年、農協の畜産から、お話をいただきまして、□□さんのほうが牛を増やすのに草地とか飼料作物を作る所を探していて、うちの地域が該当したということです。最初から言いますと、上富良野の谷口牧場、今、美馬牛の方に（あります）、あそこに1番最初に、広い土地があるぞということで、案内をしましたが、やっぱりあの土地はまとまっていますが、距離が遠いということで、だめになりまして、そのあといろいろと畜産のほうで、あたっていただいて、今回、服部さんも現地を見たところ、平らですし、面積も今56町やっていますが、まとまっているということで、奥地ですが、1度、農地パトロールで行った時も、標高が高いということで秋が早いですが、飼料作物作るには問題がないということで、今年夏行った時にスイートコーンとかも作っていたので、デントコーンも作れるということで、まとまったところで仕事ができるということで、了承していただいて、今回こういう形までいきました。

値段的にもちょっと近隣で、売買したよりはいくらかこう、割高にはなっていますが、面積もまとまったところで、耕作者も納得していますし、この値段でどうですかということで、交渉していただいたという形なんですけど。

○議長 長 ほかに何かありませんか。今回、相当数ありますけど、□□さんの息子さんから会社は分かりました？○○さんから、□□□□□□□□さん、息子さんですよ。この人が、□□□□の構成員が、土地は買えますが、すぐそれを法人に賃貸借をしなければならぬという、ルールがあります。それで、(名義を)○○さんから□□さんにし、その不動産を法人のほうに貸し出したということです。当初それなら、□□□□農園で買ったほうがいいのかということも、会議で出たんです

が、□□さんとしては、息子さんに農地を持たしてあげたいというようなことで、こういうことになって。(他に)何かありますか、斉藤委員、どうぞ。

○斉藤委員 何か利益不利益みたいなところは、あつたりしますか？
こういうことをここで聞いていいのかどうか分からないですけれども、そうしたほうがいろいろと、税法的とかそういうところで何か(利益が)ありますか？
そういうことは関係なしに、ただ要するに土地を持たせたいというそういう理由ですね。そこまで関与する必要はないのか。

○議 長 それでは皆さんほかに何か。ありますか。

○議 長 はい。それでは、これで質疑を終わります。それでは採決いたします。議案第2号番号2番から25万について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第8、議案第3号、農用地の買入協議に係る要請についての件を議題とします。
議案第3号について事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農用地の買入協議に係る要請について。
農協経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった、〇〇〇〇さんの農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第2項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して同公社が買い入れの協議を行う旨の通知をされるよう、同法第16条第1項の規定に基づき、美瑛町に要請するため審議をお願いいたします。

なお、本日この要請が決定されますと、農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が基本構想をもとに、申出者と公社に買入協議の通知をすることになります。

また今後の手続につきましては、土地所有者が町から買入協議の通知を受けてから、3週間の間に入入協議を行うこととなります。

1番、申出者は、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。農用地は〇〇〇△△△△ー△他23筆、計24筆、△万△、△△△㎡。申出年月日は平成29年11月16日で、借り受け予定者は、□□□□の□□□□です。以上1件です。

今回審議をいただく案件につきましては、買入協議が成立しますと、次回1月の総会で、北海道農業公社への売買に関する審議をいただき、そこで了承いただきますと、農業委員会にて

町HP公開用

所有権移転の登記手続を行った後、3月以降の総会で借り受け予定者への貸し付けが始まることとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第3号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第9、協議案第1号、平成30年美瑛町農業委員会、総会開催日程について。
協議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議案第1号、平成30年美瑛町農業委員会総会開催日程について。

平成30年美瑛町農業委員会総会開催の日程について、審議をお願いいたします。例年の慣習に基づきまして、原則月1という形で総会の予定をさせていただいております。総会の開催回数は、第1回から第11回までの11回となっております。それに伴いまして、各申請書の提出期限を前月の20日頃という形で設定させていただいております。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 平成30年の美瑛町農業委員会の開催日程は、今、事務局から説明がありましたけれども、このような日程でよろしいでしょうか。

【全員了承】

○議 長 はい、それでは、これで協議案第1号を終わります。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成29年第11回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成 年 月 日

美瑛町農業委員会 会長

美瑛町農業委員

美瑛町農業委員